

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
大気汚染防止法第18条の8第1項	特定粉じん発生施設の構造等の計画変更命令又は設置計画の廃止命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

第18条の6第1項又は第3項の規定による届出があった場合において、届出に係る特定粉じん発生施設が設置される工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。